

川崎市仮使用認定申請の手引き（窓口配布用）

（法第7条の6第1項第一号の規定による認定）

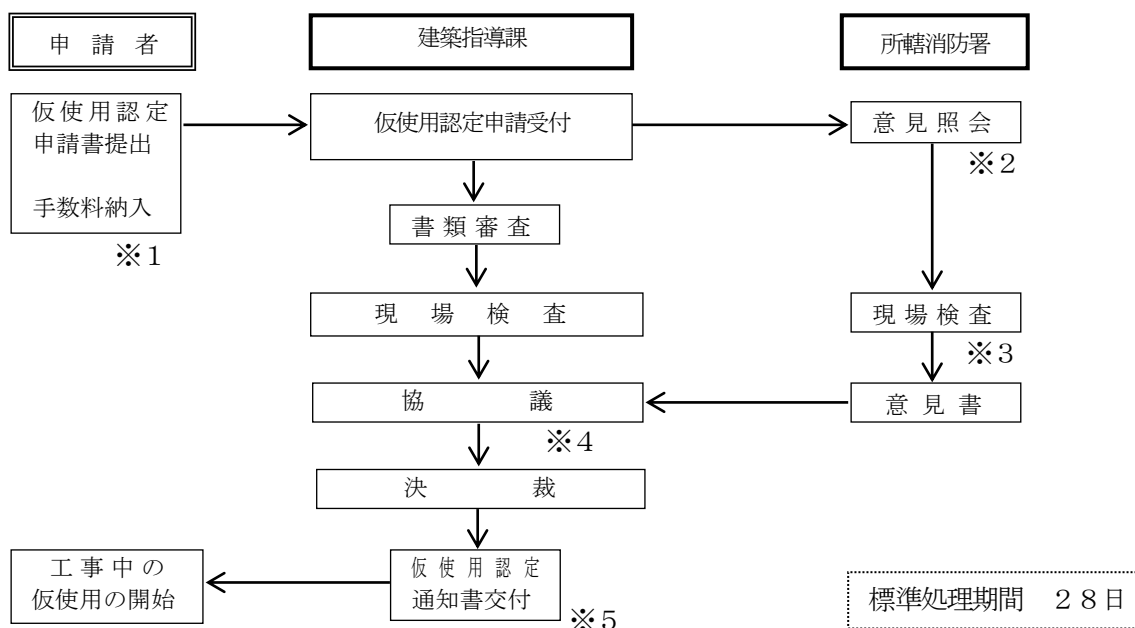
（受付窓口：まちづくり局建築指導課 TEL 044-200-2748）

A 仮使用認定申請の概要

1 承認申請の手続について

- (1) 建築基準法第7条の6第1項第一号の規定により、仮使用の認定を受けようとする場合の申請手続は、同法施行規則第4条の16の規定によらなければなりません。
- (2) 仮使用承認申請書は特定行政庁に提出するものは建築基準法施行規則の別記第三十三号様式を用い、建築主事に提出するものは別記第三十四号様式を用います。

2 仮使用認定の手続きと事務の流れ（申請から仮使用の開始まで）



※1：計画の変更がある場合、その変更に係る確認済証が交付されてから申請を行ってください。

申請手数料 120,000 円

※2：対象建築物 ・特定防火対象物（消防法第17条の2の5第2項第四号）

・特殊建築物（安全上、防火上及び避難上又は消防活動上必要と思われるもの）

※3：消防現場検査は所轄消防署にて行います。申請の前に所轄消防署と協議を行ってください。

※4：現場検査で指摘事項等があった場合、その是正の報告を建築指導課へ行ってください。

※5：指導課窓口で受け取って下さい。

3 認定申請に必要な書類

- (1) 仮使用認定申請書（A4版）
- (2) 工事中の建築物の安全確保について（誓約書）（A4版）
- (3) 安全計画書（A4版）（仮使用期間中に仮使用部分が変更となる場合は、変更になる内容毎に作成）
- (4) 工事工程表（全体工程）（A4版又はA3版）
- (5) 図面 ※1参照
- (6) 当該認定申請に係る建築物の確認申請書の副本の写し（添付図書一式を含む）

※以上の図書をA4版に折り込み、A4ファイルに綴って正・副2部作成する。（副本はコピーでも可）

- (7) 指定確認検査機関の確認を受けたものは、上記のほかに工事監理の状況（建築基準法施行規則の別記第十九号様式 完了検査申請書の第四面に記載すべき事項）の添付をお願いします。その他確認担当課が必要と思われることについては、別途建築基準法第12条第5項に基づく報告書で提出してください。また、現場検査時に中間検査合格証を現場にご用意ください。

※ 1 : 添付図面及び明示すべき事項

- ア 付近見取図……方位、道路及び目標となる地物
 - イ 配置図……縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員、
 - ウ 各階平面図……縮尺、方位、間取、各室の用途、
新築または避難施設等に関する工事に係る建築物または建築物の部分及び申請に係る
仮使用部分（仮使用部分を黄緑色、工事部分を赤色で着色すること）、
仮使用区画の位置及び構造（開口部または貫通する管等がある場合その位置・種別）
 - エ 立面・断面図……敷地に高低差（3mを超える）がある場合は断面図まで、それ以外は立面図まで
 - オ 総合仮設計画図……工事中における足場等の仮設計画の概要が分かる図面（動線計画を記入）
- ※ 各図面に仮使用部分からの避難通路、敷地内の通路の幅員、工事区画の位置と構造を記載してください。
工事区画は安全上、防火上及び避難上有効なものとしてください。

B 申請図書記載要領
1 仮使用認定申請書

第三十三号様式（第四条の十六関係）（A4）

仮使用認定申請書

（第一面）

建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

特定行政庁 川崎市長 様

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇

申請者は原則として建築主。法人にあつては名称及び代表者の氏名。

【仮使用の承認を申請する建築物等】

- 建築物
- 建築設備（昇降機）
- 建築設備（昇降機以外）
- 注意書き 1 ①参照
- 工作物（昇降機）
- 工作物（法88条第1項）
- 工作物（法88条第2項）

※受付欄	※建築主事 印	※審査担当者 印		
年 月 日	※ 特 記	※決裁欄	※承認番号	※特記
第 号			年 月 日	
係員印			第 号	
		係員印		

※条件

※印のある欄については記載しないでください。
注意書き 1 ②参照

(第二面)

【1. 建築主、設置者又は築造主】		
【イ. 氏名のフリガナ】	〇〇 〇〇	注意書き 2①参照
【ロ. 氏名】	〇〇 〇〇	
【ハ. 郵便番号】	〇〇〇	
【ニ. 住所】	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇	
【ホ. 電話番号】	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	注意書き 2②参照
【2. 代理者】		
【イ. 資格】	(〇〇) 建築士 (〇〇〇〇〇) 登録第〇〇〇〇〇号	
【ロ. 氏名】	〇〇 〇〇	
【ハ. 建築士事務所名】	(〇〇) 建築士事務所 (〇〇〇) 知事登録第〇〇〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	注意書き 2③参照
【ニ. 郵便番号】	〇〇〇—〇〇〇〇	
【ホ. 所在地】	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇	
【ヘ. 電話番号】	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
【3. 建築確認】		
【イ. 確認済証番号】	第 〇〇—〇〇〇〇 号	注意書き 2④参照
【ロ. 確認済証交付年月日】	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
【ハ. 確認済証交付者】	建築主事 〇〇〇〇	
【4. 敷地の位置】		
【イ. 地名地番】	神奈川県川崎市〇〇区〇〇町〇〇	注意書き 2⑥参照
【ロ. 住居表示】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
【5. 設置する建築物又は工作物】		
【イ. 所在地】		注意書き 2⑤参照
【ロ. 名称のフリガナ】		
【ハ. 名称】	※確認申請の表記と同じ名称とする	
【6. 仮使用の用途】	注意書き 2⑦参照	
【7. 工事着手予定年月日】	〇〇年 〇〇月 〇〇日	全体工事の着手日を記入
【8. 工事完了予定年月日】	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
【9. 仮使用期間】	〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで	
【10. 申請の理由】	希望日で記入	原則として承認日より最長3年間
	注意書き 2⑦参照	
【11. 備考】	注意書き 2⑧参照	

(注意)

1. 第一面関係

① 「仮使用の承認を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れて下さい。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れて下さい。

② ※印にある欄は記入しないで下さい。

2. 第二面関係

① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えて下さい。

② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入して下さい。

③ 2欄は、代理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は代理者の住所を書いて下さい。

④ 3欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載して下さい。

⑤ 4欄は建築物又は工作物(昇降機を除く。)について、5欄は昇降機又は建築設備について仮使用の承認を受けようとする場合に記入して下さい。

⑥ 住居表示が定まっているときは、4欄の「ロ」に記入して下さい。

⑦ 6欄又は10欄は、できるだけ具体的に書いて下さい。

⑧ 指定確認検査機関の確認又は完了検査を受けようとする場合には、11欄に当該機関の名称と引き受けられた日付を記入して下さい。

2 安全計画書

I 工事計画概要

(記入例)

安全計画書				
I 工事計画概要				
1 工事名称	〇〇病院増改築工事			
2 工事場所	川崎市〇〇区〇〇町〇〇			
3 工事種別	増築及びこれに伴う既存棟の改修			
4 建物概要 ()内の数字は既存棟を示す	イ 用途	病院	ロ 構造	鉄筋コンクリート造
	ハ 高さ	軒の高さ 23.7m(10.1m) ・ 最高の高さ 26.0m(13.2m)		
	ニ 階数	地上 6 (3) 階 / 地下 1 (1) 階 / 塔屋 1 (0) 階		
	ホ 建築面積	6,086.8 (3,012.8) m ²	ヘ 延べ面積	17,166.8 (6,880.4) m ²
5 昇降機、建築設備又は工作物の概要	増築工事完了後、既存部分の非常照明、誘導灯、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備等の整備を行う。			

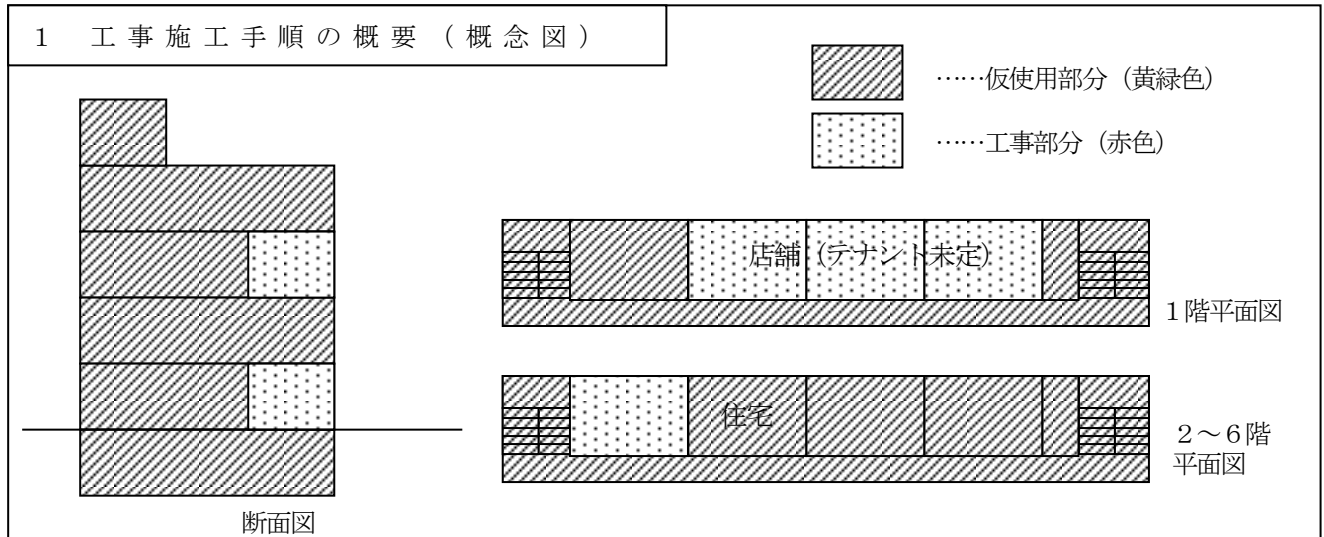
II 仮使用認定申請部分

- 仮使用部分 各階平面図の仮使用部分を黄緑色及び工事部分を赤色で着色する。
- 用途 仮使用部分の用途を記入
- 申請面積 概数で記入

III 基本的な施工計画

- 工事施工手順の概要 (概念図)
 - 建物の全体形状を示す簡単な平面図・断面図等を用いて、どの部分を使用するかをわかりやすく表現する。

(記入例)



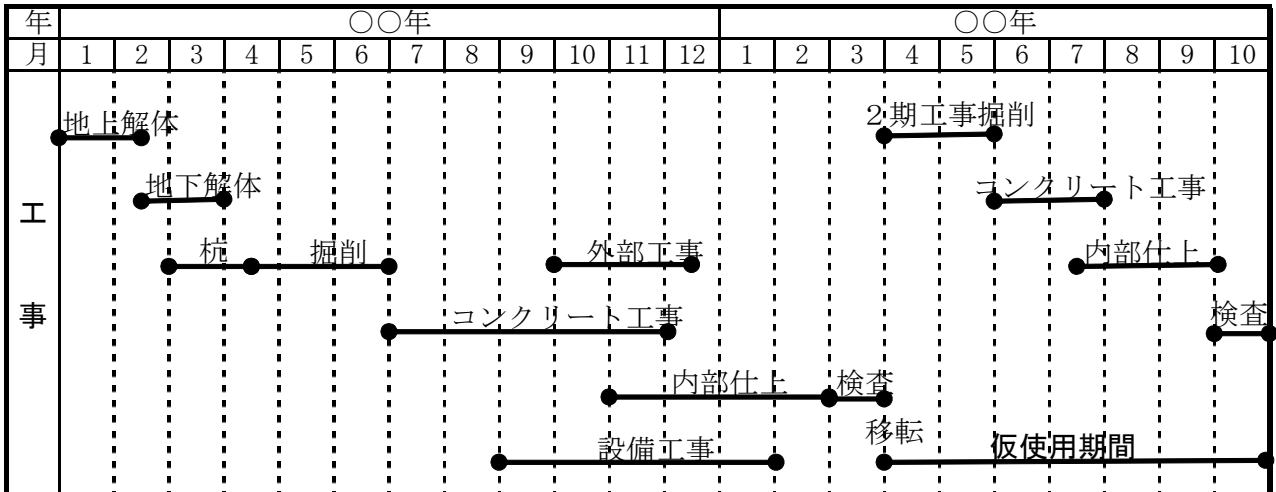
2 工事区画の位置及び構造

- 各階平面図に、仮使用部分と工事部分との仮使用区画の位置とその構造を表示する。仮使用区画の位置は朱線で表示する。

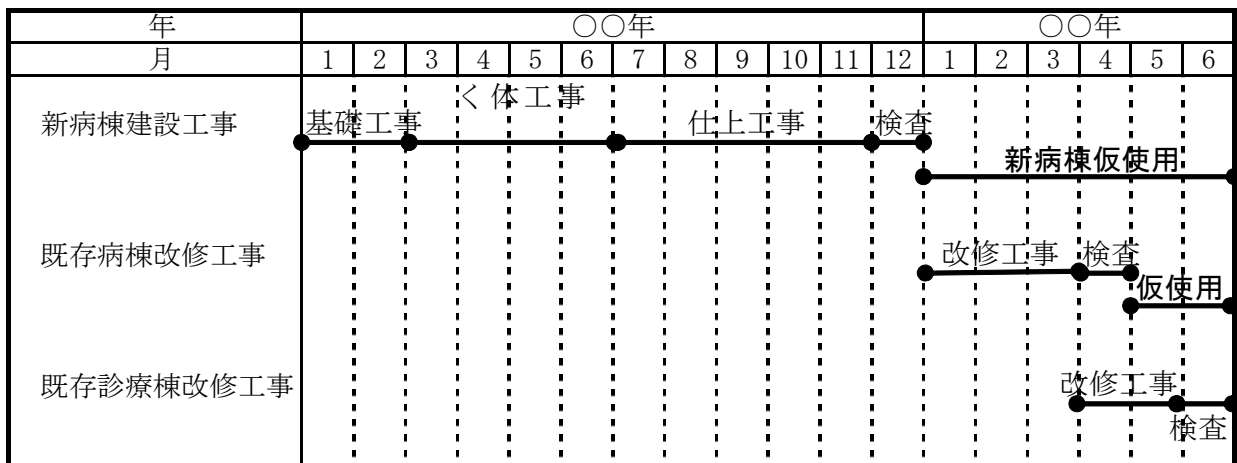
3 工事工程

・工程概要は、全体工程表の中で、仮使用部分と工事部分の相互の安全性を図るために、どのような手順と期間を要するものであるかを記す。

(記入例1：新築建物で2期に渡る工事を行い、1期完了後完成建物を使用しながら2期工事を行う例)



(記入例2：増改築を伴う病院で診療活動を行いながら工事を行う例)



4 工事中資材等の搬出入及びその管理方法

・添付する図面（配置図）に矢印で表示し、同時に使用者動線・工事関係者出入口・資材搬出入経路が充分安全に区画されていることを表現する。

(記入例)

4 工事中資材等の搬出入及びその管理方法
<p>① 別添図の如く工事施工範囲と、使用している部分の区画を明確にし、外部に一次仮置場を設ける。</p> <p>② 上階搬入のために荷物用（非常用兼用）エレベーターを使用するので、一般使用と分けて夜間20時以降及び休日とする。</p> <p>③ 可燃用資材等は必要最小限の搬入とし、1か所当たりの総量も余り大きくならないよう分散配置を心掛ける。</p> <p>④ 工事現場内の整理、整頓を心掛け、残材、ゴミ等は1日の作業終了後、外部へ搬出する。</p>

IV 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等

※使用する部分において工事により機能の支障をきたす項目について記入する。

- ・箇所……………支障の生じる階と支障の内容、数等も記入する。
- ・工事期間及び時間……………支障の実際生じている期間を記入。
- ・代替措置の概要……………必要に応じて別図に表現しておき、ここでは文章でその内容を説明する。
- ・管理の方法……………危険を伴う作業等の安全管理方法を記入。

V 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る）

- ・出火危険のあるものはすべてこの欄に記し、危険防止対策について記入する。

VI 防火管理体制

1 火災予防対策

- ・出火要因を排除するための各種火気の管理方法や建築物に出入りする人々に対する火災予防上守るべき事項等を記す。

2 災害発生時の対策及び自衛消防組織

- ・災害が発生した場合、被害を最小限に止めるため自衛消防組織を整備し記す。

3 使用部分と工事部分の相互連絡体制の確立

- ・使用部分と工事部分との一体的な防火管理体制を確立し、相互の連絡体制を記す。

4 教育・訓練の実施状況

- ・記入例参照

注意する用語

1 防火管理者

- (1) 使用部分の収容人員が30人以上又は50人以上の場合（防火対象物による）には、防火管理者の資格を有する者の中から、管理権原者は防火管理者を選任し、消防長又は消防署長に届けなければならない。（消防法第8条、第8条の2、消防法施行令第1章、消防法施行規則第1章）
- (2) 安全計画書中の防火管理者は上記1の防火管理者と同一とする。
- (3) 収容人員上から防火管理者の選任が必要のないところにおいては、工事部分と仮使用部分の双方の防火管理業務を有効に遂行できる立場の者を防火責任者として決めておく。

2 自衛消防隊長

- (1) 工事部分と仮使用部分とを指揮監督できる立場の者を指定する。よって、自衛消防隊長は管理権原者又は防火管理者とすること。

(記入例)

IV 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等					
	種類	箇所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1 避難施設等	イ 廊下その他の通路 ロ 直通階段等 ハ 地下道等 ニ スプリンクラー設備等 ホ 排煙設備 ヘ 非常用の照明装置 ト 非常用の昇降機 チ 防火区画	3階で避難経路変更 3階で1ヶ所のみ階段使用 不可 3階箇中A部分、作動不可 同上 同上 3階防火シャッター取替中A、B間の区画が成立しない	全工事期間中 同上 ○月○日○時～○時 同上 同上 ○月○日～○月○日	仮設仕切によって専用経路を確保 仮使用部分において現行法規を満足できる 店舗閉店後施工する 消火器の重点配置 } 工事部分を耐火1時間構造の仮囲いで区画する	従業員への連絡を徹底する 作業中及び終了後の店内巡視を行う この部分の工事を優先して行い仕上工事中にはシャッターが作動できるようにする
2 その他の安全施設等	イ 消防用設備等 (1に含まれるものを除く。) ロ 非常用の進入口 ハ その他	自動火災報知設備 仮使用部分全域	全工事期間中	仮設の感知器、火災報知器を設置する	

(記入例)

V 出火危険防止 (火災発生のおそれのあるものに限る。)			
	種類	集積又は設置方法	管理の方法
1 火気使用	ガス切断器 トーチランプ	移動式専用カートの本の固定、非使用時の一定場所への収納 ガス切断器 安定した平坦な場所での使用、非使用時の一定場所への収納	使用責任者名を表示した火気使用許可証の発行・取付け、有資格者証携帯の義務付け、使用時の巡回・点検 使用責任者名を表示した火気使用許可証の発行・取付け、使用時の巡回・点検
2 危険物等	ア 危険物 塗料、接着剤、有機溶剤 イ 可燃性工事用資材	施錠できる平坦な一定場所に集積する。 必要量のみを開缶する。 高積み避ける。 一定集積場所に、散乱しないように整理する。	指定数量以上の危険物を搬入しない。 集積場所、集積量を指定する。 集積場所に使用責任者名、集積物の内容、量を表示する。 火気厳禁の表示をする。 火気を遠ざけた一定集積場所を指定し、搬入数量を把握する。
3 機械器具	アーク溶接機、高速カッター サンダー、ハンマードリル インパクトレンチ、バーベンダー コンプレッサー等	一定場所に整理・設置する。 非使用時の2次電線以降の一定場所への収納・接地を行う。	機器搬入時の性能点検、電気工事有資格者による配線・結線使用責任者名を表示した機器使用許可証の発行、取付け、有資格者証携帯の義務づけ、防火養生の義務づけ、使用時の巡回・点検

(記入例)

VI 防 火 管 理 体 制	1 火 災 予 防 対 策	イ 工 事 部 分 の 対 策 及 び 組 織	<p>(工事部分における火災予防対策)</p> <p>(1) 火気を使用する場合は、その都度防火管理者に届出すること。</p> <p>(2) 火気を使用しての工事は、火花受け等の防護措置及び消火器等を準備し、実施すること。</p> <p>(3) 火気使用後の点検は、防火管理者が必ず実施し、防火管理者に報告すること。</p> <p>(4) 喫煙は指定された場所で行うこと。</p> <p>(5) 作業時間外に作業する場合は、責任者の承認を得て行うこと。</p> <p>(6) その他、火災予防上必要な事項</p>	2 災 害 発 生 時 の 対 策 及 び 自 衛 消 防 組 織	<p>1 災害発生時の対策</p> <p>(1) 火災時が発生した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、次の任務分担により、諸活動を行うこと。</p> <p>(2) 避難する場合は、防火管理者が作成した別図避難経路図により行うこと。</p> <p>2 自衛消防組織及び任務概要</p>
		ロ 使 用 部 分 の 対 策 及 び 組 織	<p>(使用部分における火災予防対策)</p> <p>(1) 火気器具は、指定された場所以外では、使用しないこと。</p> <p>(2) 喫煙は指定された場所で行うこと。</p> <p>(3) 火気使用器具は使用前、使用後の点検と安全確認を行うこと。</p> <p>(4) 工事部分との防火区画付近には、可燃物を放置しないこと。</p> <p>(5) その他、火災予防上必要な事項</p>		
	3 使 用 部 分 と 工 事 部 分 の 相 互 の 連 絡 体 制	<p>1 防火管理者は、工事地区の防火担当者と使用地区の防火担当者の連絡会を毎月〇〇日に実施するものとする。</p> <p>2 工事部分と使用部分との日常における相互連絡は内線電話（直通〇〇番）により行い、緊急時には相互に設置された非常ベルにより事態発生時の通報を行うこと。</p> <p>3 その他必要な事項</p>	<p>※ 防火管理者は所有者側から選任することが望ましい。また、防火管理者を選任する必要のないものについては、防火責任者をしてその業務を行うこと。</p>		
	4 教 育 ・ 訓 練 の 実 施 状 況	<p>1 工事部分及び使用部分は、それぞれ個別の防火訓練を毎月一回実施することとし、両者一体となった総合防火訓練を2ヵ月に一回実施する。</p> <p>2 使用部分の社員に対する防災教育は、防災訓練と併せて実施し、工事部分の従業員に対する防災教育は、日常の朝礼及び防災訓練と併せて実施する。</p> <p>3 出入りする者及び業者に対しては、防災上の注意事項をパンフレット及び口頭で徹底し、火災予防の啓蒙を図る。</p>			

注1 建築物の規模、用途、態様及び工事の規模種別等によって組織や係員の増減を図るとともに、上表にこだわらず、実態に合った計画を作ること。

2 「火災予防対策」と「災害発生時の対策及び自社消防組織」における任務はできるだけ一体化が保てるようにすること。

3 本様式で内容を十分に記載できない場合等には、本様式にその旨を記入し、別紙に記載して本様式のうしろに添付すること。